奈良県告示第百三十号

とおり施術者の指定をした。 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条第一項の規定により、 次の

平成二十九年七月七日

奈良県知事 荒 井 正 吾

平成二十九年五月二十六日	四一七とりのでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	岸下晋
平成二十九年五月十六日	ミエール南生駒二〇二 と駒市壱分町一七一ーー ルからだ元気治療院生駒店	長野秀昭
平成二十九年四月十九日	天理市川原城町三六八ー一山根整骨院	榎本 里緒
指定年月日	施術所の名称及び所在地	施術者の氏名